



知って  
安心!  
厚生年金

# 在職中の年金支給停止のしくみ



在職中の年金の支給停止とは、賃金を受け取っている年金受給者について、賃金と年金の合計額が一定の基準を超える場合に、年金の支給停止を行い、年金額を調整するというしくみです。

受給権者が厚生年金の被保険者等である間は、その方の総報酬月額相当額と基本月額との合計額に応じて、年金の一部が支給停止されます。

## 在職中の年金の支給停止の計算方法

### 65歳未満の場合

賃金（月額）と年金（月額）の合計額が **28万円を超える** とき、年金の一部または全部が支給停止されます。

- 年金 ≤ 28万円、賃金 ≤ 47万円となるとき
  - ▶ 支給停止額 = {(賃金 + 年金) - 28万円} × 1/2
- 年金 ≤ 28万円、賃金 > 47万円となるとき
  - ▶ 支給停止額 = (賃金 - 47万円) + {(年金 + 47万円) - 28万円} × 1/2
- 年金 > 28万円、賃金 ≤ 47万円となるとき
  - ▶ 支給停止額 = 年金 × 1/2
- 年金 > 28万円、賃金 > 47万円となるとき
  - ▶ 支給停止額 = (賃金 - 47万円) + 47万円 × 1/2

## 65歳以上の場合

賃金（月額）と年金（月額）の合計額が47万円を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{▶ 支給停止額} = \{(\text{賃金} + \text{年金}) - 47\text{万円}\} \times 1/2$$

賃金（総報酬月額相当額）＝「標準報酬月額」＋「過去1年の標準賞与の合計額×1/12」

年金（基本月額）＝{退職共済年金\*＋老齢厚生年金}×1/12

\* 職域年金相当部分を除く

※基本月額を算出する際は、退職共済年金・老齢厚生年金など2つ以上の年金を有する場合、すべての年金額を合算して算出することとなります。

※28万円と47万円の支給停止基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

## 一元化前から在職中の年金受給者への配慮措置

一元化後の年金の支給停止方法の変更にともない、受給する年金額が減ってしまう場合があることから、一元化前から在職中の『退職共済年金』・『老齢厚生年金』の受給者に対しては、支給停止額に上限が設けられています。この上限額の配慮措置は、上記の原則通り計算した額と配慮措置で計算した額のうち、いずれか一番少ない額が適用されます。

### 一元化前から在職中の退職共済年金・老齢厚生年金の受給者への配慮措置

#### 65歳未満の場合

①賃金と年金の合計額の1割

②賃金と年金の合計額から35万円を控除した額

原則通り計算した額と①②で  
いずれか一番少ない額を支  
給停止額の上限とします。

#### 65歳以上の場合

①賃金と年金の合計額の1割

原則通り計算した額と①で  
いずれか一番少ない額を支  
給停止額の上限とします。

### ■ 配慮措置①②の計算式

#### ①賃金と年金の合計額の1割

（一元化前の計算方法による支給停止額を除いた総収入（賃金と年金の合計）の10%を減額の上限）

$$\text{▶ 支給停止額} = (A - B) \times 10\% + B$$

#### ②賃金と年金の合計額から35万円を控除した額

（一元化前の計算方法による支給停止額を除いた総収入（賃金と年金の合計）の額が35万円を超える部分を減額対象）

$$\text{▶ 支給停止額} = \{(A - B) - 35\text{万円}\} * + B$$

※0円以下となるときは0円

A＝賃金の月額\*1＋各年金の月額の合計額\*2

\*1 賃金の月額…「当月の標準報酬月額」＋「過去1年間の標準賞与の合計額×1/12」

\*2 各年金の月額の合計額…「各年金の年金額から職域部分及び加給年金額を除いた額×1/12」の合計額

B＝各年金に対する一元化前の計算方法による支給停止額の合計額

きになる  
ワンポイント



## 在職中の年金の支給停止方法は、 被用者年金一元化の前後でどのように変わったの？

以前の『退職共済年金』では、受給者が組合員である場合（年齢関係なし）、厚生年金被保険者等である場合（年齢関係なし）で区分していました。『老齢厚生年金』では年齢によって区分されるようになり、支給停止の基準となる額は65歳未満では月額28万円超、65歳以上では月額47万円超となりました。